
第9次宮津市高齢者保健福祉計画 第8期宮津市介護保険事業計画

概要版



令和3年(2021年)3月
宮津市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

- わが国の総人口は、令和2年(2020年)10月時点で1億2,588万人となっています。一方、65歳以上の人口は、3,600万人を超え、国民の約4人に1人が高齢者となっています。「団塊世代」が後期高齢者となる令和7年(2025年)、そして「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口が増加し、ピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。
- 国では、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)が公布され、令和22年(2040年)を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、介護保険制度の見直しが行われたところです。
- 本市においては、国や京都府と比較して過疎化による人口減少と少子高齢化が一層進行しており、また、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加に加え、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービスのニーズの増加と多様化が想定されます。
また、令和7年(2025年)以降は、現役世代の減少が顕著となり、介護を支える人材が不足することが見込まれ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、今後の福祉・介護人材の確保が大きな課題となります。
- このような本市の状況を踏まえ、これまでの「第7次宮津市高齢者保健福祉計画・第6期宮津市介護保険事業計画」及び「第8次宮津市高齢者保健福祉計画・第7期宮津市介護保険事業計画」の取組を承継しながら、住み慣れた地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく暮らせる環境を実現するために「第9次宮津市高齢者保健福祉計画・第8期宮津市介護保険事業計画」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。
なお、本市では「老人福祉計画」の名称を「高齢者保健福祉計画」としています。

3 計画の期間

- 本計画は、令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和5年度(2023年度)を目標年度とする3か年の計画です。



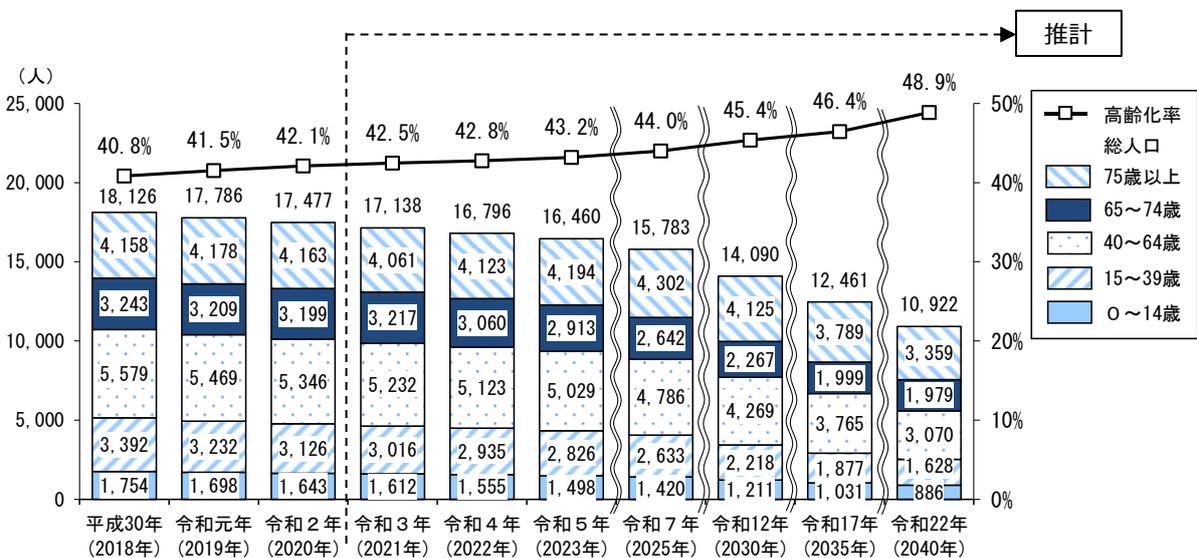
第2章 宮津市の高齢者を取り巻く状況

1 人口推計

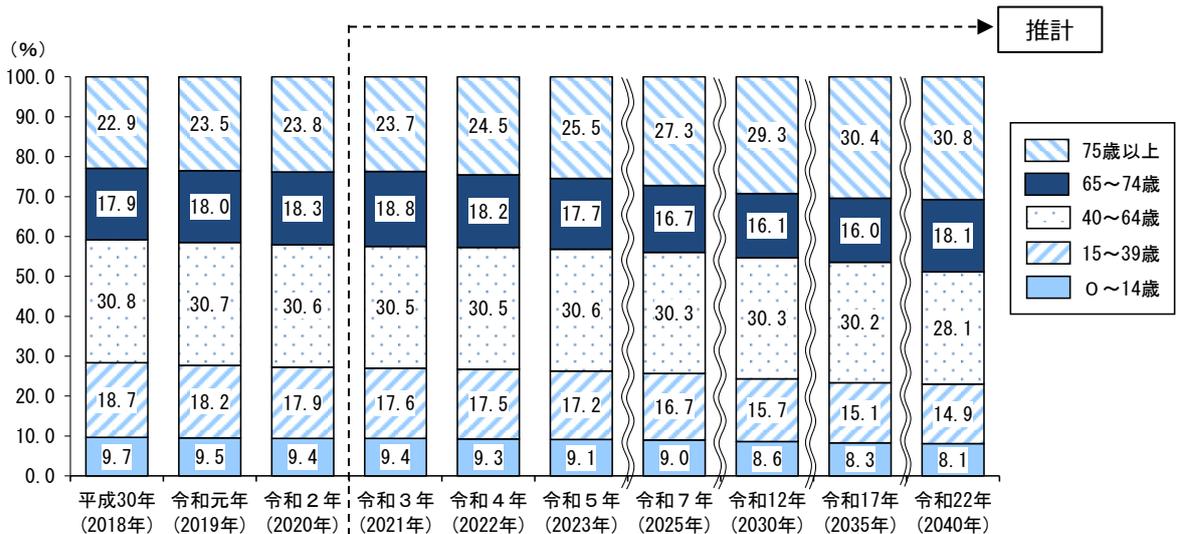
総人口は減少傾向にあり、令和2年(2020年)では17,477人となっています。令和3年(2021年)以降も人口の減少傾向が続き、令和22年(2040年)には10,922人とみられます。

年齢5区別の人口割合をみると、65～74歳の割合は令和3年(2021年)までは増加し、令和4年(2022年)以降減少に転じますが、75歳以上の割合は年々増加し、令和7年(2025年)には27.3%、令和22年(2040年)には30.8%に達し、65歳以上の高齢化率は48.9%に達するとみられます。

【年齢5区別人口推計】



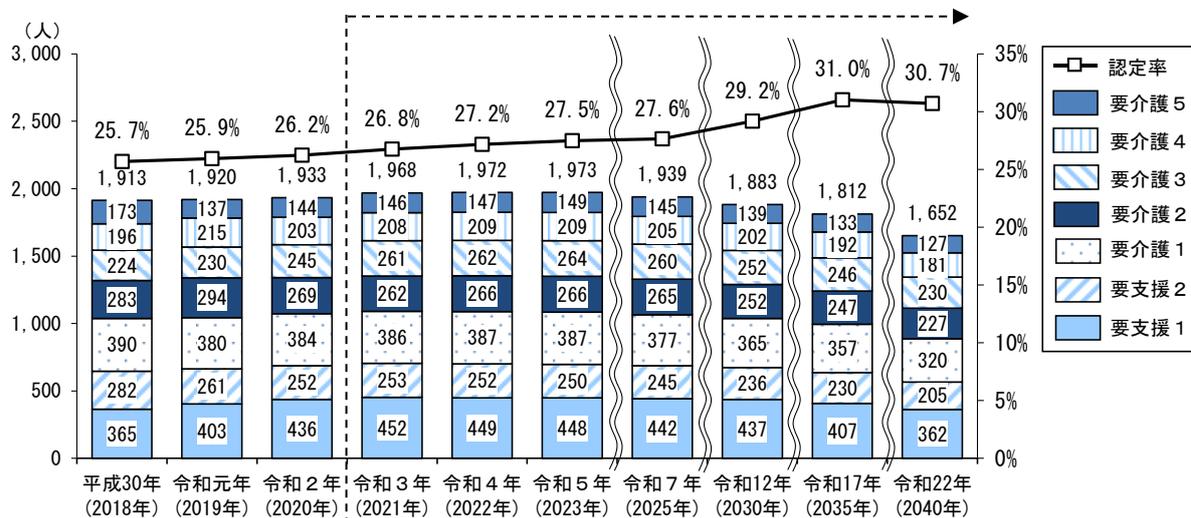
【年齢5区別人口推計の構成比】



2 要支援・要介護認定者の推計

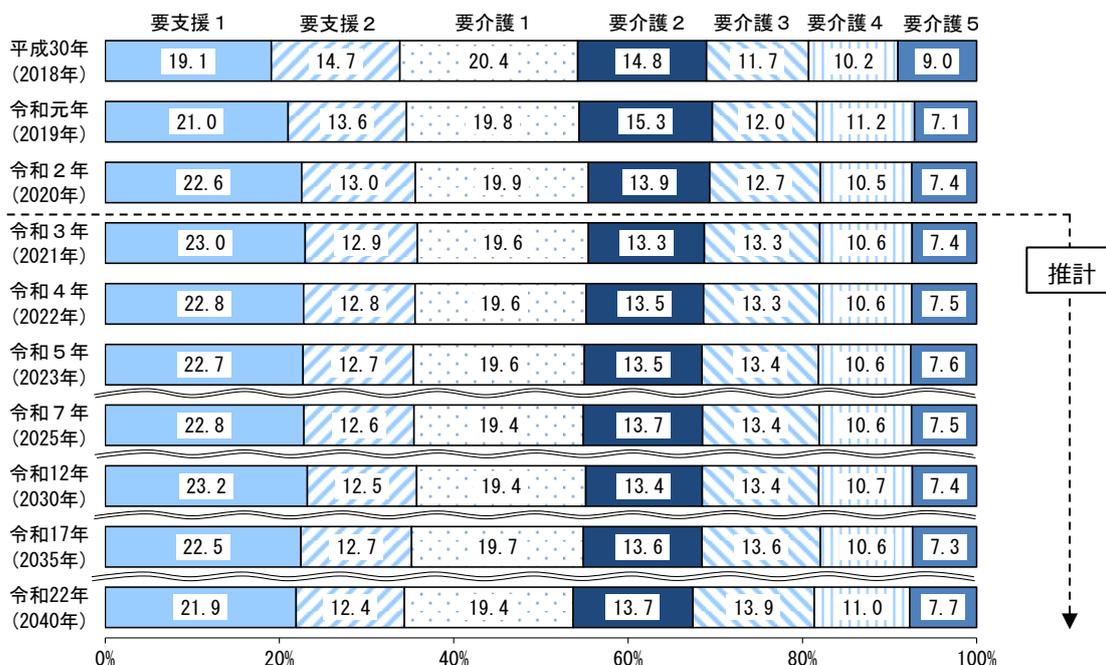
要支援・要介護認定者は、令和5年(2023年)は1,973人、令和7年(2025年)は1,939人、令和22年(2040年)は1,652人と推計されます。本計画期間中(令和3年(2021年)～令和5年(2023年))は、認定者数は横ばいで推移すると見込まれますが、令和7年(2025年)以降は減少すると推計されます。

【要支援・要介護度別認定者数推計】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

【要支援・要介護度別認定者数推計の構成比】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 政策目標

1 基本理念

「団塊ジュニア世代」が後期高齢者となる令和22年(2040年)の社会も見据えて、人と人、人と社会がつながり、高齢者も若い世代もすべての世代が共に支え合うという考え方を基本として、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域でいきいきと尊厳をもって暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

このため、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図りながら介護保険制度の持続性を確保するとともに、地域住民の支え合いと、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供できる体制の充実を図り、「地域住民がともに支え合い 高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ」の実現を目指します。

■本市が目指すまちのすがた

**地域住民がともに支え合い
高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ**

2 計画の基本目標

本計画に掲げるまちのすがたを実現するための基本目標を次のとおり設定します。

基本目標1 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまち

高齢者ができるだけ長く健康で自立して生活し、住み慣れた地域で、いつまでも暮らせる社会づくりを目指します。

基本目標2 とともに支え合い自分らしく暮らせるまち

支援が必要な高齢者を地域みんなで支えていくための体制の充実や連携の強化を進めるとともに、すべての世代がともに支え合い、認知症になっても地域で自分らしく暮らせるための取組を推進します。

基本目標3 生涯現役で暮らせるまち

人生100年時代の到来を見据え、市民一人ひとりが健康及び介護予防の重要性を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むことを促すとともに、自立支援・介護予防の取組を推進します。

また、高齢者が地域社会で持てる力を十分に発揮する場の創出、提供に努めます。

基本目標4 サービスを利用して安心して暮らせるまち

介護や支援を必要とする高齢者に適切なサービスが提供できるよう、介護サービスの量と質の維持、充実を図ります。

また、介護福祉人材の確保と質の向上を図るとともに、介護業務の効率化を進めます。

第2節 施策の体系

■ 基本理念

地域住民がともに支え合い 高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ

■ 基本目標 ■	■ 基本施策 ■	■ 施策の展開 ■
1 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまち	1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実	(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)地域ケア会議の充実
2 とともに支え合い自分らしく暮らせるまち	1 支え合い安心して暮らせる地域づくり	(1)生活支援サービス体制の充実と強化 (2)地域で支え合うための連携強化 (3)福祉のまちづくりの推進
	2 認知症施策の推進	(1)認知症に対する正しい理解の普及と啓発 (2)認知症の予防と早期発見・早期対応 (3)認知症の人とその家族への支援 (4)認知症の人にやさしい地域づくり
	3 権利擁護の推進	(1)成年後見制度の推進 (2)権利擁護事業の推進
3 生涯現役で暮らせるまち	1 健康づくりの推進	(1)運動による健康づくりの推進 (2)食による健康づくりの推進 (3)病気の予防・早期発見の推進 (4)住民主体の取組の推進 (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
	2 自立支援・介護予防の推進	(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	3 高齢者の社会参加の促進	(1)高齢者の生きがいづくりの推進 (2)社会活動への参加の促進 (3)高齢者の就労支援
4 サービスを利用して安心して暮らせるまち	1 適切な介護サービス等の提供	(1)居宅サービスの提供 (2)地域密着型サービスの充実・提供 (3)施設サービスの提供 (4)重度化防止のための介護予防サービスの提供 (5)その他の介護、高齢者福祉施策の充実 (6)介護サービスの円滑な運営 (7)制度内容の周知と利用意識の啓発 (8)災害に対する備え (9)感染症に対する備え
	2 介護・福祉を支える人材の確保	(1)福祉需要に対応する人材の確保と資質の向上 (2)介護業務の効率化及び質の向上

重点施策

1 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまち

地域包括ケアシステムの推進体制の充実

地域包括支援センターの機能強化や、各関係機関及び庁内関係部署との一層の連携強化を図ります。医療や介護、福祉等の多職種の連携や地域ケア会議等の更なる充実を図り、地域包括ケアシステムの推進体制の充実を図ります。

- 地域包括支援センターの機能強化
- 在宅医療・介護連携の推進
- 地域ケア会議の充実

2 とともに支え合い自分らしく暮らせるまち

支え合い安心して暮らせる地域づくり

高齢者が安心して生活できるよう、身近な地域で生活支援サービスを提供する体制の構築・充実を図ります。

- 生活支援サービス体制の充実と強化

権利擁護の推進

高齢者虐待への啓発を進めるとともに、関係機関との連携の強化により虐待の防止と早期対応を図ります。

- 権利擁護事業の推進

認知症施策の推進

認知症を予防し、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として、「認知症の人にやさしい地域づくり」を推進します。

相談支援体制の充実など、本人や家族に対する支援を継続的に進め、認知症との共生を目指して取組を実施していきます。

- 認知症の予防と早期発見・早期対応
- 認知症の人とその家族への支援

3 生涯現役で暮らせるまち

健康づくりの推進

住民健診の受診率向上と健診後の保健指導の実施率向上を図り、生活習慣病の予防を推進します。

フレイル対策として、後期高齢者に対する保健事業を実施、充実します。

- 病気の予防・早期発見の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

自立支援・介護予防の推進

高齢者の自立した日常生活の支援や介護予防、要介護状態の改善・重度化防止に向け、多様な担い手によるサービス提供の充実と自立支援・介護予防の取組を推進します。

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

4 サービスを利用して安心して暮らせるまち

介護・福祉を支える人材の確保

介護・福祉人材を確保するため、「京都府北部福祉人材養成システム」を京都府及び近隣市町と共同して推進し、福祉人材の実習拠点である宮津総合実習センターの運営を支援します。

資格取得に要する費用への補助制度等を継続して実施し、介護従事者のスキルアップを支援します。

- 福祉需要に対応する人材の確保と資質の向上

第4章 施策の展開

第1節 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまち

1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実

- (1) 地域包括支援センターの機能強化 **重点施策**
 - ①介護予防ケアマネジメントの推進、②総合相談・支援業務の充実、③権利擁護業務の推進、④包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進
- (2) 在宅医療・介護連携の推進 **重点施策**
 - ①在宅療養多職種連携の推進、②医療と介護の連携強化
- (3) 地域ケア会議の充実 **重点施策**
 - ①地域ケア会議の充実、②個別ケア会議の充実

第2節 ともに支え合い自分らしく暮らせるまち

1 支え合い安心して暮らせる地域づくり

- (1) 生活支援サービス体制の充実と強化 **重点施策**
 - ①地域住民を主体とした生活支援サービスの提供体制の充実と強化
- (2) 地域で支え合うための連携強化
 - ①地域福祉活動への支援、②災害時要配慮者への支援
- (3) 福祉のまちづくりの推進
 - ①福祉意識の向上、②住みよいまちづくりの推進、③暮らしの安全確保

2 認知症施策の推進

- (1) 認知症に対する正しい理解の普及と啓発
 - ①認知症に関する正しい理解の普及・啓発
- (2) 認知症の予防と早期発見・早期対応 **重点施策**
 - ①認知症予防事業の推進、②認知症の早期発見・早期対応の推進
- (3) 認知症の人とその家族への支援 **重点施策**
 - ①認知症の人とその家族への支援の充実
- (4) 認知症の人にやさしい地域づくり
 - ①認知症との共生の推進、②認知症高齢者の安全確保

3 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度の推進
 - ①成年後見制度の利用促進
- (2) 権利擁護事業の推進 **重点施策**
 - ①高齢者虐待の防止の推進、②消費者被害の未然防止の取組の推進



第3節 生涯現役で暮らせるまち

1 健康づくりの推進

(1) 運動による健康づくりの推進

①運動の習慣化の促進

(2) 食による健康づくりの推進

①食生活改善の推進、②口腔ケア対策の推進

(3) 病気の予防・早期発見の推進 **重点施策**

①生活習慣病の予防、②がんの早期発見・早期治療、③感染症防止対策の推進

(4) 住民主体の取組の推進

①健康づくり機運の醸成

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 **重点施策**

①後期高齢者への保健事業の充実

2 自立支援・介護予防の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 **重点施策**

①介護予防・生活支援サービスの実施、②一般介護予防事業の実施

3 高齢者の社会参加の促進

(1) 高齢者の生きがいづくりの推進

①生涯学習の充実、②生涯スポーツの推進、③グループ・サークル活動等の育成支援、
④学校や地域における世代間交流の促進

(2) 社会活動への参加の促進

①地域活動などの担い手の育成・支援、②ボランティア活動の促進、③老人クラブ活動の支援

(3) 高齢者の就労支援

①就労の場の確保・創出、②宮津与謝広域シルバー人材センターへの支援



第4節 サービスを利用して安心して暮らせるまち

1 適切な介護サービス等の提供

- (1) 居宅サービスの提供
 - ①居宅サービスの提供
- (2) 地域密着型サービスの充実・提供
 - ①地域密着型サービスの充実・提供
- (3) 施設サービスの提供
 - ①施設サービスの提供
- (4) 重度化防止のための介護予防サービスの提供
 - ①介護予防サービスの提供
- (5) その他の介護、高齢者福祉施策の充実
 - ①その他の介護に関する支援、②その他の高齢者の生活支援の充実
- (6) 介護サービスの円滑な運営
 - ①保険給付の適正化、②介護支援専門員の資質・専門性の向上の推進、③認知症グループホーム等第三者評価の受審、④介護保険事業者連絡会の充実
- (7) 制度内容の周知と利用意識の啓発
 - ①介護保険サービス情報の提供
- (8) 災害に対する備え
 - ①災害対策の介護保険事業所との連携
- (9) 感染症に対する備え
 - ①感染症対策の介護保険事業所との連携

2 介護・福祉を支える人材の確保

- (1) 福祉需要に対応する人材の確保と資質の向上 **重点施策**
 - ①福祉人材の育成・確保の推進、②福祉人材の資質の向上
- (2) 介護業務の効率化と質の向上
 - ①介護業務の効率化と質の向上



第5章 介護保険事業費の見込みと保険料の設定

1 介護保険サービスの利用量及び給付費の見込み

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス等の見込量

①居宅介護サービスの見込量等

サービスの種類		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護	回数	2,660回	2,630回	2,925回	3,210回	3,220回	3,263回
	人数	215人	206人	207人	216人	215人	215人
訪問入浴介護	回数	140回	126回	114回	116回	120回	120回
	人数	30人	26人	28人	30人	31人	31人
訪問看護	回数	1,155回	1,149回	1,132回	1,222回	1,219回	1,227回
	人数	228人	227人	229人	246人	251人	252人
訪問リハビリテーション	回数	435回	410回	389回	421回	438回	441回
	人数	35人	33人	28人	28人	29人	29人
居宅療養管理指導	人数	33人	29人	39人	44人	44人	44人
通所介護	回数	2,484回	2,479回	2,463回	2,609回	2,658回	2,640回
	人数	346人	345人	330人	337人	342人	343人
通所リハビリテーション	回数	382回	359回	361回	367回	369回	369回
	人数	65人	64人	63人	64人	65人	65人
短期入所生活介護	日数	1,373日	1,263日	1,230日	1,441日	1,461日	1,491日
	人数	175人	174人	167人	194人	198人	200人
短期入所療養介護 (老健)	日数	87日	104日	115日	119日	120日	120日
	人数	15人	18人	19人	20人	20人	20人
特定施設入居者生活介護	人数	39人	38人	42人	45人	45人	45人
福祉用具貸与	人数	438人	438人	455人	502人	514人	516人
特定福祉用具購入費	人数	12人	10人	9人	10人	10人	10人
住宅改修費	人数	5人	5人	8人	9人	9人	9人

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

②居宅介護予防サービスの見込量等

サービスの種類		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防訪問入浴介護	回数	0.2回	0回	0回	0回	0回	0回
	人数	0.1人	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	回数	235回	283回	297回	312回	318回	313回
	人数	61人	73人	76人	79人	79人	79人
介護予防訪問リハビリテーション	回数	98回	96回	66回	52回	52回	52回
	人数	9人	10人	8人	7人	7人	7人
介護予防居宅療養管理指導	人数	7人	6人	5人	6人	5人	5人
介護予防通所リハビリテーション	人数	15人	14人	11人	10人	10人	10人

サービスの種類		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防短期入所生活介護	日数	32日	35日	60日	64日	64日	64日
	人数	9人	8人	11人	12人	12人	12人
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	0.2日	0日	0日	0日	0日	0日
	人数	0.1人	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	5人	4人	3人	3人	3人	3人
介護予防福祉用具貸与	人数	134人	163人	187人	208人	209人	208人
特定介護予防福祉用具購入費	人数	3人	4人	6人	7人	7人	7人
介護予防住宅改修	人数	4人	5人	4人	4人	4人	4人

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 地域密着型介護サービス・地域密着型介護予防サービスの見込量

① 地域密着型介護サービスの見込量等

サービスの種類		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	人数	28人	25人	19人	20人	20人	20人
地域密着型通所介護	回数	504回	522回	587回	642回	630回	639回
	人数	77人	85人	102人	118人	119人	120人
認知症対応型通所介護	回数	459回	439回	473回	520回	527回	528回
	人数	49人	49人	55人	60人	61人	61人
小規模多機能型居宅介護	人数	24人	22人	20人	24人	24人	24人
認知症対応型共同生活介護	人数	27人	28人	29人	40人	40人	40人
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

② 地域密着型介護予防サービスの見込量等

サービスの種類		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防認知症対応型通所介護	回数	1回	0回	0回	0回	0回	0回
	人数	0.3人	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	1人	1人	0人	0人	0人	0人
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(3) 施設サービスの見込み量

サービスの種類	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護保険施設	339人	347人	347人	360人	363人	366人
介護老人福祉施設	242人	258人	261人	274人	277人	280人
介護老人保健施設	96人	87人	85人	85人	85人	85人
介護医療院	0.1人	1人	1人	1人	1人	1人
介護療養型医療施設	1人	1人	0人	0人	0人	0人

※人数は1月当たりの利用者数

(4) 居宅介護支援・介護予防支援の見込み量

サービスの種類	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護支援	651人	648人	661人	711人	731人	740人
介護予防支援	209人	236人	261人	283人	285人	289人

※人数は1月当たりの利用者数

2 地域支援事業の見込み量

サービスの種類	第7期			第8期		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込値	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	58人	58人	62人	64人	64人
	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	20人	26人	33人	34人	34人
通所型サービス	通所介護相当サービス	280人	294人	277人	284人	284人
	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	0人	0人	5人	15人	15人
	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	12人	8人	-	-	-
その他の生活支援サービス (配食等)	12人	7人	6人	10人	10人	10人
介護予防ケアマネジメント	198人	194人	185人	181人	177人	173人

▽ 訪問型サービスB、通所型サービスB（住民主体による支援）、訪問型サービスC・通所型サービスC（短期集中予防サービス）は、令和2年度（2020年度）では行われていませんが、実施に向けて検討していくこととします。

※人数は1月当たりの利用者数

3 第1号被保険者の保険料基準額

(1) 標準給付費見込額

(千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	計
標準給付費見込額	2,797,654	2,813,855	2,831,001	8,442,510
総給付費	2,635,003	2,660,173	2,677,246	7,972,422
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	99,773	90,975	91,016	281,764
特定入所者介護サービス費等 給付額	117,754	117,994	118,054	353,802
補足給付の見直しに伴う財政 影響額	17,981	27,019	27,038	72,038
高額介護サービス費等給付額	52,973	52,783	52,810	158,565
高額医療合算介護サービス費等 給付額	7,274	7,289	7,293	21,856
算定対象審査支払手数料	2,630	2,636	2,637	7,903

※端数処理の関係で合計が一致しないことがあります。

(2) 地域支援事業に必要な事業費の見込み

(千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	計
地域支援事業費	167,077	167,117	170,223	504,417
介護予防・日常生活支援総合事業費	116,729	116,769	118,875	352,373
包括的支援事業（地域包括支援セン ターの運営）及び任意事業費	45,212	45,212	45,212	135,636
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,136	5,136	6,136	16,408

※端数処理の関係で合計が一致しないことがあります。



(3) 所得段階別保険料

第8期（令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)）所得段階別介護保険料

保険料段階	対象者	乗率	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者、又は世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.45 ※1(0.25)	36,030円 (20,020円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	0.70 ※1(0.45)	56,050円 (36,030円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	0.75 ※1(0.70)	60,050円 (56,050円)
第4段階	本人が市民税非課税かつ他の世帯員が市民税課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.85	68,060円
第5段階 (基準額)	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	1.00	80,070円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	1.20	96,080円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.35	108,090円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.70	136,110円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.75	140,120円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	152,130円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.05	164,140円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.20	176,150円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	2.25	180,150円

※1 公費による低所得者の保険料軽減により、第1段階の保険料は20,020円（乗率0.2の軽減後）、第2段階の保険料は36,030円（乗率0.25の軽減後）、第3段階の保険料は56,050円（乗率0.05の軽減後）となります。

第6章 計画の推進に向けて

1 高齢者保健福祉サービスの全体調整

本計画の目標達成に向けて、京都府や近隣市町及び与謝医師会や宮津市社会福祉協議会等の関係機関との連携により、保健・医療・福祉の施策を調整し、一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、計画の円滑な推進に向け、各担当課、関係部署の連携を密にし、計画の目標の実現に努めます。

2 関係機関や関係団体等との連携

(1) サービス事業者等との連携

- ① サービス事業者との連携
- ② 各種団体、地域住民との連携

介護保険事業者連絡会や地域ケア会議など、サービス提供事業者と緊密に連携をとりながら、介護保険事業の円滑な実施に努めるほか、宮津市民生児童委員協議会、宮津市老人クラブ連合会、ボランティア団体等の各種団体、そして地域住民との連携及び協力を一層進めていきます。

(2) 地域包括支援センター運営部会・地域密着型サービス運営部会

医療や福祉などの関係者による地域包括支援センター運営部会と地域密着型サービス運営部会を引き続き設置し、センターの設置運営に関する中立性・公平性の確保や人材確保支援を行うほか、地域密着型サービス事業所の指定や事業運営の確認等による介護保険の適切な運営に努めます。

3 計画の進行管理

計画の効果的な推進に向けて、宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会により、計画の実施状況、進捗状況を各年度点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化に対応した、より効果的な事業実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行います。

第9次宮津市高齢者保健福祉計画
第8期宮津市介護保険事業計画
【概要版】

令和3年（2021年）3月

発行：宮津市

〒626-8501

京都府宮津市字柳縄手345-1

TEL：0772-45-1619 FAX：0772-22-8438